

# 滋賀水環境技術/サービス データベース 登録の手引き

— 登録事業者用 Ver.1.0 —

令和8年（2026年）4月

滋賀県琵琶湖環境部上下水道課

# 目 次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 水環境技術データベースについて        |   |
| (1) 用語の定義 .....           | 1 |
| (2) 水環境技術データベースの目的 .....  | 1 |
| (3) 登録者の要件 .....          | 1 |
| 2. 水環境技術データベース登録情報        |   |
| (1) 「要素技術」と「技術サービス」 ..... | 1 |
| (2) 技術マッピング .....         | 2 |
| (3) 技術等の特性・効果 .....       | 2 |
| 3. 技術情報の登録(変更、抹消)手続き      |   |
| (1) 技術情報の新規登録 .....       | 3 |
| (2) 技術情報の変更 .....         | 3 |
| (3) 技術情報の抹消 .....         | 3 |
| 4. データベースの運用(登録情報の更新)     |   |
| (1) 技術情報の更新 .....         | 3 |
| (2) その他の情報の更新 .....       | 3 |
| 5. 技術情報シートの記入方法           |   |
| (1) 技術情報シートの記入方法 .....    | 4 |

## 1. 水環境技術データベースについて

### (1) 用語の定義

管 理 者： データベースの管理する者で、滋賀県上下水道課長がこれに当たります。

登 録 者： データベースに技術情報等を登録する企業、大学等を指します。

利 用 者： 「登録者」及びデータベースに掲載される情報を利用する方を指します。

技術マップ： 水環境の保全、改善等の「対象」(河川・湖沼、生活排水、産業排水、農業排水等)と、「対象」に対し保全、改善等を実施する各段階の「活動」(調査、計画、設計、維持管理等)から構成されるマトリックスです。なお、本データベースでは、活動を行う上で必要な設備、素材、薬品等を加えています。

### (2) 水環境技術データベースの目的

本データベースは、滋賀県内及び滋賀県と関係の深い企業、大学、行政等(以下、「企業等」という。)が有する「要素技術」及び「技術サービス」(以下、「技術等」という。)に関する情報を収集、整理してデータベース化し「シーズ(Seeds)」、他の企業、海外等でこれらの技術等を必要とする(「Needs」)ものに提供することを目的とした、「シーズ・ニーズ マッチング」のためのツールです。

この目的から、その利用形態として以下のようなものを想定しています。

- 1) 海外において、滋賀県の水環境ビジネスを展開するコーディネータが、現地のニーズに応えるために必要な技術/サービスを検索し、紹介する。
- 2) 海外において、課題解決に当る現地機関等が、適用可能性のある技術/サービスを検索し、導入を図る。
- 3) 日本国内又は海外において、事業展開、新技術開発等を図る企業等が、必要な技術/サービスを検索し、調達する。
- 4) DBに登録された技術(要素技術)やサービスの組み合わせや異業種交流により、新たな製品、技術やサービスを創造する。

### (3) 登録者の要件

本データベースの目的から、「登録者」は、「滋賀県内及び滋賀県と関係の深い企業等」としています。ここで、滋賀県と関係の深い企業等とは、滋賀県が運営する「しが環境ビジネス推進ネットワーク」に登録されている企業等とします。

## 2. 水環境技術データベース登録情報

### (1) 「要素技術」と「技術サービス」

本データベースに登録する個々の情報は、先に示したように、滋賀県内及び滋賀県と関係の深い企業、大学、行政等が有する「要素技術」及び「技術サービス」であって、「企業情報」データベースではありません。

したがって、以下に示す例のように、当該事業者が登録しようとする技術/サービスのノ

ノウハウを持たない、顧客への販売(役務を含む)のみの業務等、上に述べたような利用形態にマッチしない場合は想定していません。

- ・ 他の事業者が製造した製品の販売又は設置のみを行う事業者の登録
- ・ 他の事業者が製造或は設置した設備を用い、製品の製造又はサービスのみを行う事業者での登録

➤ 「要素技術」及び「技術サービス」とは

- ・ 一般に「要素技術」とは、「製品を構成する要素に関する技術。製品の開発に必要な基本技術。製品の根幹をなす技術」(コトバンク)ですが、ここでは、課題解決のための「活動」(調査、計画、設計、維持管理等)を構成する(実施する上で必要な)技術、及び活動を行うために必要な個々の設備、素材、薬品等を「要素技術」と定義します。
- ・ また、日本標準産業分類によれば、「技術サービス業」は、「獣医学的サービス、土木建築に関する設計や相談のサービス、商品検査、計量証明及び写真制作などの技術的なサービスを提供する事業所が分類される。」とされていますが、ここでは、「要素技術」を利用するうえで必要な専門的な知識、技術を提供することを「技術サービス」と定義します。

## (2) 技術マッピング

本データベースに登録する技術情報は、水環境の保全、改善等の「対象」(河川・湖沼、生活排水、産業排水、農業排水等)と、この「対象」に対し保全、改善等を実施する各段階の「活動」(調査、計画、設計、維持管理等)から構成されるマトリックス(以下、「技術マップ」という。)で示された範囲及び項目のものとしており、「対象」と「活動」を組み合わせることにより、利用者が直面している課題解決の検討過程に沿った検索が可能となるようにしています。

なお、「対象」の範囲は、滋賀県における琵琶湖保全のための産学官民連携の取り組みである「琵琶湖モデル」の中で培われてきた、保全、浄化を目的とした技術の対象としています。また、「活動」は、調査、計画、設計、維持管理等の活動に加え、活動を行う上で必要な設備、素材、薬品等(以下、これらを一括して「活動」という。)としています。

## (3) 技術等の特性・効果

さらに、本データベースでは、利用者の課題解決をサポートするため、各登録情報に新たに技術の「特性・効果」という要素を追加しています。これは、前述のマトリックスとは別のレベルの検索要素で、検索結果をさらに絞り込むための検索キーとして機能し、利用者が着目する課題解決のための技術を検索できるようにしています。

なお、検索結果として表示される技術情報に「技術等の特性・効果」に関する補足説明を表示しますので、情報登録の際は、記述内容の根拠や正確性等に十分ご配慮ください。

### 3. 技術情報の登録(変更、抹消)手続き

#### (1) 技術情報の新規登録

登録(変更、抹消)申請書(「利用規約」:様式第1号)及び必要書類(データ)を淡海環境保全財団淡海環境プラザ担当あてご提出ください。(郵送可、メール不可)

(必要書類) ●印は必須、○印は任意

- 様式第1号(申請書(代表者印(「契約担当者」に相当)が必要))
- 技術情報シート(エクセル、和文・英文)
- 情報登録チェックシート(技術情報シートごとに作成、代表者印が必要)

- 「技術等の特性・効果」に関する根拠資料
- 登録技術等に関するパンフレット等

#### (2) 技術情報の変更

(1)の技術情報の登録に準じて手続きを行ってください。(添付資料も新規登録と同様)

#### (3) 技術情報の抹消

抹消届(「利用規約」:様式第1号)をご提出ください。(添付資料は不要です。)

#### (4) 提出先

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆 2108 番地  
公益財団法人淡海環境保全財団 淡海環境プラザ担当  
TEL:077-569-5306 FAX:077-569-5334  
E-mail:plaza@ohmi.or.jp

### 4. データベースの運用(登録情報の更新)

#### (1) 技術情報の更新

登録情報は常に新しい状態に保っておく必要があります。

新しい状態であることを確認するため、登録情報に変更がなくても、情報登録日から2年を経過するまでに、変更手続きを行ってください。(「利用規約」:様式-1のみを、「登録期間経過に伴う更新」として提出してください。)

なお、情報登録日から2年を経過したものについて、情報更新の要否が確認できない等の場合、管理者が抹消することがあります。

#### (2) その他の情報の更新

連絡担当者、関連 URL 等、データベースを運用するうえで重要な情報に変更が生じた場合、速やかに変更手続きを行ってください。

## 5. 技術情報シートの記入方法

### (ア) 注意事項(記入の前に)

技術情報シートは、原則として、提出いただいたものをそのままPDF化し、データベースの検索結果からリンクして閲覧できるようにします。また、シート左側につきましては、原則として、この情報をもとにデータベースの検索結果画面を表示します。記述内容は正確を期すとともに、責任を持って記述してください。

### (イ) 技術/サービス名称

利用者が検索条件から検索された結果一覧に表示されるタイトルです。海外での使用も考慮して、当該技術/サービスの内容、特徴がわかりやすい名称にしてください。

#### (Tips)

##### 良い事例:

「〇〇における(使用できる対象や場面)、〇〇による(活用する技術)、〇〇システム(名称)」

※どのような場面・対象で、何の技術により、何ができるかが明示され、使用する技術と対象が明示されていることが重要です。

例「難分解性物質を対象としたオゾン処理による易分解性物質への改善処理技術」

「下水道処理施設の消費電力低減を目的とした低圧損型によるメンブレン式散気装置」

「老朽管管路更正におけるプロファイルを利用した管路更正システム(〇〇工法)」

「下水からの熱エネルギー回収を目的とした管路内設置型熱回収技術」

悪い事例: 以下のような名称は避けてください。

- 商品名のみ
- 範囲が広く実態がわかりにくいもの、企業の業務内容  
(例) 水処理のトータルソリューション、水処理施設の設計及び維持管理

### (ウ) 対象分類/活動分類

検索の際のキーになる項目です。登録しようとする技術/サービスが正確に検索されるよう、適切な分類を設定してください。なお、登録できる分類は、1つの技術/サービスにつき1つのみです。多数の分類に登録することは禁止します。

#### (Tips)

個別要素技術に当てはまりにくいサービス(プラントエンジニアリング、コンサルティング等)のために、特別な分類(Zコード)を設定しています。

(エ) 技術特性・効果

利用者が、着目する技術特性/効果を条件として検索を行うことで、より目的とする技術の検索を容易にするための機能です。登録しようとする技術/サービスについて、最も関連する項目を3つまで選択できます。なお、その特徴については、明確な根拠を持ったものにしてください。

(オ) 技術概要

登録しようとする技術/サービスの簡単な説明、「技術特性・効果」で選択した項目の補足説明(根拠)について記述してください。記入欄のサイズ、フォントの変更はしないでください。記述はテキストのみ(画像等の張り付けは禁止)。

(カ) 対応地域

海外での対応(調査、販売、設置およびアフターサービス等が可能な場合は、「海外対応」にチェックを入れてください。「売り切り」等で、現地での対応が不可の場合は、「国内のみ」になります。

(キ) 情報更新年月日

登録申請日としてください。

(ク) 事業者/ふりがな

企業等の名称検索では、ここのデータを使用しますので、複数の登録を行う場合、他のデータと完全に一致させてください。特に過去の登録データとの一致にご注意ください。

(ケ) 情報入力欄

この欄は、自由にレイアウトして、技術/サービスの内容を紹介してください。ただし、誇張・虚偽の内容や根拠のない記述はしないでください。また、登録しようとする技術/サービスに関する情報のみとし、企業等のPR、他の技術/サービスに関する情報は記入しないでください。

(コ) 英語版情報入力シート

原則として、和文シートと完全に一致する内容で英文シートを作成してください。英文シートは必須です。(作成できない場合は、ご相談ください。)